



交流館では、みんなが交流し、つながり合うことを目的としてさまざまな講座を行っています。

住民票や戸籍の不正取得による犯罪被害から 私と大切な人を守るために

司法書士や行政書士などの国家資格を持つ人は、職務上必要に応じて他人の住民票や戸籍をとることができます。

しかしこの制度を悪用し、不正に取得された個人情報や、ストーカーやDV、性犯罪、振込詐欺、カード偽造、悪質訪問販売などの犯罪や身元調査などに利用される事件が相次いで起きています。

1976年戸籍法が改正され、1985年に戸籍の公開制限がされるまでは、戸籍は誰でも取ることができ、就職や結婚の際の身元調査などにも悪用されていました。

身元調査の規制や個人情報保護の強化に関する法律は、これまで整備されてきましたが、会社の顧客情報や会員名簿などもさまざまな犯罪へ転用・売買され続けています。

福山市には、個人の人権が侵害されることを防止・抑制するために、代理人や第三者へ住民票や戸籍を交付したとき、事前に登録した人にそのことを知らせることで不正取得の抑制につなげる制度があります。

この「登録型本人通知制度」は、本庁市民課、各支所市民サービス課窓口で、本人確認書類(免許証やパスポートなど)を持っていくことで、同居の家族分まで登録することができます。

新年度をむかえ新しい生活が始まります。これを機に登録をおねがいします。



*スマートフォンなどを使って申請できます。詳しくは裏面をご覧ください。

子育て交流事業

にんじんばたけ



あそびにきてね♪

～絵本の読みきかせ～

☆ 日時 5月20日(火)

★ 時間 10:00 ~ 11:30

☆ 場所 加茂交流館

★ 予約は不要です ☆対象 0歳~4歳くらい



地域交流事業

福山 おもちゃびょういん・かも

こわれたおもちゃを治します!

★ 日時 5月24日(土)

☆ 時間 9:30 ~ 11:00

★ 場所 加茂交流館

☆ 予約は不要です

※治療費は無料です

※診察の結果、治療できないおもちゃもあります

※部品交換など必要な場合は実費負担となります



またあそんでね!

5月22日は、ほじょ犬の日です

ほじょ犬は、目や耳、手足に障がいのある方をサポートする「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のこと。障がいのあるひとが自立と社会参加をするための大切なパートナーです。

「身体障害者補助犬法」に基づき、必要な訓練を受けています。

ほじょ犬は衛生・行動管理をしっかりと行なわれているので、社会のマナーを守り清潔にしています。ほじょ犬を同伴して施設等を利用するときには、いつでもほじょ犬であることを示せるように、犬種、認定番号、認定年月日等を表示しています。ほじょ犬のことを、もっともっと知ってください。



ほじょ犬を見かけたら

1 ほじょ犬はペットじゃない からだの不自本人のからだの一部です。

特別な訓練を受けて、きちんとしつけられているので、社会のマナーも守れるし、お手入れも行き届いていて衛生的です。だから、公共施設や交通機関をはじめ、飲食店やスーパー、ホテルなどのいろいろな場所に同伴できます。

2 どこでもいっしょに行動します。

公共施設をはじめ、いろいろな場所で補助犬を受け入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否せずに、あたたかく見守ってください。

3 ほじょ犬を同伴していても、みなさんのサポートを必要とする場面があります。

そんな様子を見かけたら、「何かお手伝いしましょうか？」などの声掛けや筆談でコミュニケーションをとってみてください。

厚生労働省 HP より

盲導犬

見えない、見えにくい人が安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。ハーネス（胴輪）をつけていて、“盲導犬”と表示しています。

曲がり角を
教える!



落とした
ものを拾う!



介助犬

手や足に障がいのある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきてたり、脱衣の介助などを行います。“介助犬”と表示しています。

危険を
知らせる!



聴導犬

聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。玄関チャイム音、メールやFAX 等着音、赤ちゃんの泣き声、車のクラクション等を聞き分け教えます。“聴導犬”と表示しています。

かもこうりゅうかん
加茂交流館では、

せいかつじょう
生活上のさまざまな相談に応じています。

しごと しゅうしょく せいかつ がっこう ふくしせいど じんけんしんがい
仕事や就職、生活や学校、福祉制度や人権侵害など

せいかつ
生活のなかでの困りごとの相談に応じています。



*2022年1月4日より「登録型本人通知制度」の電子申請ができるようになりました。
福山市ホームページの「福山市電子申請サービス」から手続きができます。

*右の二次元コードをスマートフォン等で読み込むことで手続きが行えます。(対応機種のみ)

